

社会福祉法人 上関町社会福祉協議会 役員等報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人上関町社会福祉協議会（以下「本会」という）の職務に従事する役員及び評議員並びに会長の委嘱を受けた者に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬の額は別表の通りとする。

2. 日額報酬は、出務の都度これを支給することができる。

(費用弁償)

第3条 前条に掲げる者が、本会の用務で出張したときは、費用弁償をする。

(委任)

第4条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規則は平成28年 4月 1日から施行する。

報酬額（別表）

会長	日額	4,400円
	半日額	2,200円
理事・その他	日額	3,400円
	半日額	1,700円
監事	日額	3,400円
	半日額	1,700円
評議員	日額	3,400円
	半日額	1,700円
分会委員	日額	3,400円
	半日額	1,700円